

平成30年度名古屋市教育委員会第47号議案

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) なごやアクティブ・ライブラリー構想の実現に向け、施設建築物再編整備の方針を踏まえた施設整備を実施していくため、主幹（図書館改革）及び主査（図書館改革）が分担している施設の整備に関する事務を鶴舞中央図書館庶務係の分掌事務にも加えます。
- (2) 図書館改革において、迅速な意思決定を行うとともに、関係部署とより一層密に調整等を行うため、当該事務を分担する主幹及び主査の本務を鶴舞中央図書館から事務局生涯学習部に変更することに伴い、同主幹及び同主査の勤務時間の特例等に関する規定を整理します。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項庶務係の項第6号中「施設」を「施設の整備並びに施設」に改める。

第6条第1項の表中央図書館の項中「、主幹、」を「及び」に改め、「及び主査」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市図書館処務規則（抜すい）

改 正 案						現 行					
(中央図書館の組織)						(中央図書館の組織)					
第 3 条 (略)						第 3 条 (略)					
2 前項の課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。						2 前項の課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。					
庶務係						庶務係					
(1)～(5) (略)						(1)～(5) (略)					
(6) <u>施設の整備並びに施設及び設備の管理</u> に関すること。						(6) 施設及び設備の管理に関すること。					
(7)～(10) (略)						(7)～(10) (略)					
主幹（図書館改革）						主幹（図書館改革）					
整理課						整理課					
奉仕課						奉仕課					
(勤務時間の特例等)						(勤務時間の特例等)					
第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、次のとおりとする。						第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、次のとおりとする。					
名 称	職員の範囲	勤務時間		休憩時間	週休日	名 称	職員の範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
中 央 図 書 館	(略)					中 央 図 書 館	(略)				
	副館長、整理課長及 <u>び</u> 庶務係に勤務する職員	A	1 日について午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間において 7 時間 45 分とする。	1 日について 1 時間とする。	1 週間について 1 日及び 4 週間を通じて 4 日とする。		副館長、整理課長、 <u>主幹、</u> 庶務係に勤務する職員 <u>及び主査</u>	A	1 日について午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間において 7 時間 45 分とする。	1 日について 1 時間とする。	1 週間について 1 日及び 4 週間を通じて 4 日とする。
		B	1 日について午前 9 時から午後	1 日について 45 分とする。				B	1 日について午前 9 時から午後	1 日について 45 分とする。	

			5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。		
	(略)				
(略)					
2 ～ 4 (略)					

			5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。		
	(略)				
(略)					
2 ～ 4 (略)					